

都内にお住いの保護者の皆様

平成28年度私立高等学校等 授業料軽減助成金 「特別申請受付のお知らせ」

この制度は、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の皆様に、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料の一部を軽減するものです。

今年度の受付は平成28年8月1日をもって終了いたしました。下記のとおり特別申請の受付をいたしますので、お知らせします。

記

1 対象者

生徒とともに都内に住む、おおむね年収760万円以下の世帯※の保護者（申請者）で、以下の(1)(2)のいずれかの条件を満たす方です。なお、平成28年夏の通常の申請で上限額まで受給した方は申請できません。

※4人世帯をモデル世帯とした場合の年収です。実際は、住民税課税額（年額）等に基づいて審査します。

- (1) 通常の申請期間終了後に住民税の減免等により助成の対象となった方（やむを得ない事情により申請できなかった方を含みます。）
- (2) 授業料の滞納などにより、通常の申請時に助成区分の限度額に満たない額の軽減又は不交付の決定を受けた方

2 軽減額（年額）

9万5,400円～20万2,400円※

※保護者が実際に負担する授業料額が上限となります。世帯区分は、住民税課税額（年額）等に基づいて審査します。

3 申請方法

申請書と必要書類を合わせて、特定記録郵便でご郵送ください。

申請書は在学にお問い合わせいただくか、当財団ホームページからダウンロードできます。

4 申請期間及び申請先

郵送申請受付期間	郵送先
<p>平成29年1月4日(水)</p> <p>～12日(木)</p> <p>※消印有効</p> <p>※「特定記録郵便」でお出してください。</p>	<p>〒162-8799</p> <p>牛込郵便局留</p> <p>(公財) 東京都私学財団 行</p> <p>☆ 切り取って「宛名ラベル」として、封筒に貼ってご利用下さい。</p>

(キリトリ)

5 注意事項

- (1) 対象者や申請に必要な書類の詳細は、当財団ホームページまたは平成28年6月に各学校に配布した「授業料軽減助成金のお知らせ」で必ず確認してください。
- (2) 特別申請では、「授業料軽減助成のお知らせ」の「6 申請に必要な書類一覧」の記載とは異なり、就学支援金を申請された方であっても、所得及び扶養状況を証明する書類の添付を省略することはできません。
- (3) 添付書類の住民票はマイナンバーの記載のないものをご提出ください。
- (4) 上記申請期間外には受付できませんので、必ず申請期間内にご申請ください。

6 お問合せ先

(公財) 東京都私学財団 授業料軽減助成金担当

電話 03(5206)7925 〈直通・テレホンガイド〉

HP <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>